

国立大学法人京都大学教職員の勤務時間、休暇等に関する規程新旧対照表

改正前					改正後				
(前略)					<p>附則 この規程は、平成26年4月1日から施行する。</p>				
別表第1 (第4条、第5条関係)					別表第1 (第4条、第5条関係)				
教職員の区分	始業及び終業の時刻		休憩時間		教職員の区分	始業及び終業の時刻		休憩時間	
授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち、 局長が指定する者	午前9時45分から午後6時15分まで		正午から午後0時45分まで 午後1時から午後1時45分まで		授業、診療等の業務、窓口業務その他の業務に従事する教職員のうち、 局長が指定する者	午前9時45分から午後6時15分まで		正午から午後0時45分まで 午後1時から午後1時45分まで	
	午前9時45分から午後6時30分まで		正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで			午前9時45分から午後6時30分まで		正午から午後1時まで 午後1時から午後2時まで	
						午前9時から午後5時45分まで		午後1時から午後2時まで	
(略)					(同左)				
医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、 医学部附属病院長が指定する者	(略)		(略)		医学部附属病院リハビリテーション部に勤務する職員のうち、 医学部附属病院長が指定する者	(同左)		(同左)	
					工学研究科に勤務する職員のうち、 工学研究科長が指定する者	午前9時から午後5時45分まで		正午から午後1時まで	
						午前9時から午後5時30分まで		正午から午後0時45分まで	
						午前9時30分から午後6時15分まで		正午から午後1時まで	
				午前9時30分から午後6時まで		正午から午後0時45分まで			
(略)					(同左)				
別表第2 (略)					別表第2 (同左)				
別表第3 (第16条関係)					別表第3 (第16条関係)				
教職員の区分	割振り 単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間	教職員の区分	割振り 単位期間	週休日	始業及び終業の時刻	休憩時間
(略)					(同左)				
医学部附属病院検査部、輸血細胞治療部及び病理診断部に勤務する教職員のうち、 医学部附属病院長が指			(略)		医学部附属病院検査部、輸血細胞治療部及び病理部に勤務する教職員のうち、 医学部附属病院長が指定する			(同左)	

改正前				改正後			
定する者				者			
医学部附属病院放射線部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	(略)	医学部附属病院放射線部に勤務する教職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8の1日勤務日	(同 左)
			午前7時30分から午後4時まで				午前7時30分から午後0時45分まで
			正午から午後0時45分まで				午前10時から午後6時30分まで
							午後1時30分から午後2時15分まで
医学部附属病院医療器材部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	(略)	医学部附属病院医療器材部に勤務する職員のうち、医学部附属病院長が指定する者	4週間	医学部附属病院長が指定する8又は7の1日勤務日	(同 左)
			午後5時15分から翌日午前8時30分まで				午後5時10分から午後8時30分まで
			午後7時30分から午後8時まで、午前0時から午前7時まで				午後7時30分から午後8時まで、午前0時から午前7時まで
							午前8時30分から翌日午前8時30分まで
							正午から午後1時まで、午後5時15分から午後7時まで、午前1時から午前6時45分まで
			(略)				(同 左)
別表第4 (略)				別表第4 (同 左)			